

充電ステーション(停電等の緊急時における難病患者等の電源確保)事業の概要

- 1) 災害発生の探知。保健所は停電による人工呼吸器等の状況を確認
- 2) 患者は医療機関への搬送を基本とするが、医療機関搬送に時間を要する又は家族の希望で自宅待機を希望する場合には、保健所がバッテリー充電可能な協力事業所に連絡し受入調整
- 3) 協力事業所が受け入れ可能であれば日時、訪問場所等の調整
- 4) 保健所が患者家族等に訪問事業所名や訪問日時を連絡
- 5) 患者家族等が協力事業所を訪問。充電完了時の受け渡しを調整

停電

患者家族等が協力事業者を訪問し、電源コンセントを借用して外部バッテリーの充電を行う。

⑤家族等が指定日時に訪問

④訪問事業者名・場所
訪問日時等連絡

③協力可能な
訪問日時等調整

本スキーム利用にあたり、患者及びその家族等は、保健所に事前登録が必要です。

①災害時の通電状況確認。充電状況を把握

保健所

②協力事業者に状況確認・協力要請

